

【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】      各 1.5 点×20 題      30 点 (15 分)

- |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1. ○  | 2. ×  | 3. ○  | 4. ×  | 5. ○  |
| 6. ×  | 7. ×  | 8. ×  | 9. ×  | 10. × |
| 11. × | 12. ○ | 13. ○ | 14. × | 15. × |
| 16. × | 17. ○ | 18. ○ | 19. ○ | 20. × |

1. EPA を活用することにより、輸入時の関税コストを下げる事が可能となる。
2. EPA (Economic Partnership Agreement) とは、経済連携協定のことであり、2 国間あるいは多国間で、関税の撤廃や、知的財産や投資なども含めた経済の幅広い分野に関して締結する協定である。
3. 複数国間の広域の EPA のことをメガ EPA という。メガ EPA にはサプライチェーンの最適化への貢献が期待される。
4. 原産地規則 (Rules of Origin) とは、ある産品が EPA 特恵税率を適用できる締約国の原産品であることを判断するための基準 (ルール) のことである。原産地規則は各 EPA 毎に定められている。
5. HS コードは 6 桁までが世界共通であり、日本は更に 3 桁の細分番号を付加している。
6. HS コードの改訂は、おおよそ 5 年毎に行われている。
7. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) は 2022 年 1 月 1 日に発効し、日本においても発効済みである。2022 年 6 月現在未発効の国はインドネシア、フィリピン、ミャンマーの 3 か国である。
8. 原産地基準のひとつである完全生産品は「WO」と表記される。
9. TPP11(CPTPP)に米国は加盟していない。
10. 2022 年 6 月現在、EU を脱退した英国は日 EU・EPA の適用を受けない。
11. 関税分類変更基準とは、HS コードの変更をもって実質的な変更とみなし原産性を判断する基準である。
12. デミニマスとは、「少ない非原産材料は無視できる」というルールであり、日 EU・EPA の原産地基準の救済規定として用いることができる。

13. 日米貿易協定では、PSR に関税分類変更基準を採用している。
14. 原産地証明手続は、特定輸出者制度ではなく、認定輸出者制度である。AEO 制度における特定輸出者と、認定輸出者は別物である。  
原産性証明手続は主に、第三者証明制度、認定輸出者自己証明制度及び自己申告制度（自己証明制度）の三つの方法がとられている。
15. 日本で発効済み二国間 EPA のうち、日英 EPA では自己申告制度（自己証明制度）のみが採用されている。
16. 日 EU・EPA において、セットに非原産品が含まれる場合であっても、非原産品の価額の合計が 15%以下であれば、当該セットは原産品と認められる。
17. ロールアップ及びトレーシングは付加価値基準における救済規定である。
18. EPA では事前教示制度について定められており、教示内容は各 EPA ごとに異なる。
19. 拡張累積制度とは、EPA 締約国外の原産材料・生産行為を EPA 上の原産材料・生産行為とみなすものである。日英 EPA では拡張累積制度が採用されている。
20. 日本における原産品であることを証明する根拠書類の保管期間は、関税法により、輸出者及び輸入者ともに 5 年間である。

【 問題 2 / 選択式 】 各 2.25 点×20 題 45 点 (20 分)

- |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① A | ② B | ③ B | ④ A | ⑤ B |
| ⑥ A | ⑦ B | ⑧ A | ⑨ A | ⑩ A |
| ⑪ A | ⑫ B | ⑬ A | ⑭ B | ⑮ A |
| ⑯ B | ⑰ B | ⑱ A | ⑲ A | ⑳ B |

1. 完全生産品は WO (Wholly Obtained) と表記される。原産材料からなる商品は PE (Product Entirely) と表記される。

2. PSR (Product Specific Rules) は品目別基準のことである。

3. 繊維製品で採用されている加工工程基準の二工程ルールは、ファブリックフォワードに相当する。

4. CTC : Change in Tariff Classification は関税分類変更基準の総称であり、類変更は CC と表記される。

<関税分類変更基準のレベル>

上 2 桁 (類) レベル	CC	Change in Chapter
上 4 桁 (項) レベル	CTH	Change in Tariff Heading
上 6 桁 (号) レベル	CTSH	Change in Tariff Sub-Heading

5. 設問では上 6 桁 (号) レベルの変更が行われているため、原産性が認められる PSR は CTSH である。

6. 日米貿易協定における、米国側実施区分「F」は関税の即時半減を意味する。関税の即時撤廃を意味する米国側実施区分は「A」である。

7. 日 EU・EPA において、「発効時従価税のみ即時撤廃 (従量税維持)」を意味する実施区分は Entry Price である。

8. 日 EU・EPA の日本における「4 年目」の数は次のとおりである。

(日本側の年の数え方)

2019 年 2 月 1 日～2019 年 3 月 31 日	1 年目
2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	2 年目
2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日	3 年目
2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	4 年目
2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	5 年目
2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日	6 年目

9. TPP11 において「B3」は、3年目に関税が撤廃される。

(日本側の年の数え方)

2018年12月30日～2019年3月31日	1年目
2019年4月1日～2020年3月31日	2年目
2020年4月1日～2021年3月31日	3年目
2021年4月1日～2022年3月31日	4年目
2022年4月1日～2023年3月31日	5年目
2023年4月1日～2024年3月31日	6年目

10. TPP11 における実施区分「EIF」は関税の即時撤廃を意味する。従価税のみ即時撤廃（従量税維持）は日 EU・EPA で使用されるが、「Entry Price」と記載する。
11. TPP11 では発効の日（2018年12月30日）をもって1年目と数え、その後は毎年、1月1日に関税が削減される。
12. TPP11 の発効により、日本との関係で初めて EPA が発効する国はカナダとニュージーランドである。
13. RCEP の発効により、日本との関係で初めて EPA が発効する国は韓国と中国である。インドは現在 RCEP の加盟国ではないが、日インド EPA は発効済みである。
14. 日米貿易協定では累積規定につき協定文に明記されていないが、実質的に完全累積制度を採用している。
15. 部分累積はモノの累積のことである。モノの累積と生産行為の累積の双方を認める制度を完全累積制度という。
16. 原産地手続における検認は、必ずしも行われるとは限らない。
17. RCEP では発効時に全ての加盟国が自己申告制度（自己証明制度）を採用しているものではなく、自己申告制度（自己証明制度）の利用は段階的である。
18. TPP11(CPTPP)では原産地証明手続において、自己証明制度（自己申告制度）のみを採用している。
19. 日本で初めて発効した日シンガポール EPA では第三者証明制度が採用された。
20. 日本では認定輸出者自己証明制度における認定輸出者を経済産業大臣が認定する。

【 問題3 / 語群選択式 】 各3点×10題 30点(10分)

- ① n            ② o            ③ h            ④ r            ⑤ u  
⑥ l            ⑦ k            ⑧ s            ⑨ a            ⑩ e

※⑨と⑩は順不同

1. 日本を取り巻く EPA を巡る状況は大きく動いている。日本を含め太平洋諸国の中で TPP11 (CPTPP) が ( ①n 2018年12月 ) に発効した。( ②o 2019年2月 ) には日 EU・EPA が発効となり、2020年1月には ( ③h 日米貿易協定 ) が発効し、さらには RCEP が ( ④r 2022年1月 ) に発効した。このように、多国間の、あるいは大型の EPA が目白押しに発効し、日本はメガ EPA 時代に突入した。
2. 日 EU・EPA では、以下の輸送方法の場合は、原産性は維持されているとみなす基準があり、この基準を ( ⑤u 積送基準 ) という。
  - (ア) EPA を結んでいる輸出国から輸入国へ ( ⑥l 直送 ) されること。
  - (イ) 積替えまたは一時蔵置のために第三国を経由する場合は、( ⑦k 実質的な加工 ) を加えていないこと、かつ第三国 ( ⑧s 税関 ) の管理下にあること。  
( ⑦ ) を加えていない作業の例として積替え、( ⑨a ラベリング・マーキング)、( ⑩e 貨物の分割 ) などがある。

【 問題 4 / 三択択一式 】	各 3 点×15 題	45 点 (15 分)		
1. C	2. A	3. B	4. A	5. C
6. B	7. A	8. C	9. A	10. A
11. A	12. A	13. C	14. C	15. A

1. 選択肢：C  
完全累積制度とは、モノと生産行為の両方の累積を認める制度である。  
いわゆる「モノの累積」のみを認める制度は部分累積である。
2. 選択肢：A  
日 ASEAN・EPA は原産地手続を第三者証明制度のみに限定している。  
日 EU・EPA 及び日英 EPA では、原産品申告書の作成者は輸出者、生産者及び輸入者とされており、第三者証明制度を採用していない。
3. 選択肢：B  
日本で発効済みの EPA のうち、認定輸出者自己証明制度を採用しているものは、日メキシコ EPA、日スイス EPA、日ペルーEPA、RCEP である。
4. 選択肢：A  
日米貿易協定で採用されている原産地手続は自己申告制度（自己証明制度）である。
5. 選択肢：C  
2002 年 11 月、日シンガポール EPA が発効した。
6. 選択肢：B  
2 工程ルールは、「紡ぐ」「織る/編む」「裁断・縫製」のうち、原則二つ以上の工程を日本又は EU 域内で行うことが求められる。イタリアは EU 加盟国であるため、産品甲及び産品乙につき、二つ以上の工程を日本又は EU 域内で行なっているといえる。
7. 選択肢：A  
日英 EPA では締約国である日本及び英国と EU でのモノの累積及び生産行為の累積を認めている。したがって産品甲、産品乙及び産品丙につき、原産品と認められる。
8. 選択肢：C  
産品甲について、原料となる糸の原産国は米国である。したがって、適用を検討すべきは日米貿易協定である。

9. 選択肢：A  
ベトナム、日本及びメキシコを含む EPA は TPP11 であることから、検討すべき EPA は TPP11 である。
10. 選択肢：A  
RCEP 加盟国でないのは英国である。
11. 選択肢：A  
カンボジア、ベトナム、日本及び韓国が加盟する EPA は RCEP である。
12. 選択肢：A  
RVC 方式は FOB 価額をベースとした製品の価額から非原産材料価額を控除し、付加価値を算出する控除方式による計算方法である。  
Max NOM 方式は EXW 価額をベースとした製品の価額に対する非原産材料価額の割合を求める計算方法である。
13. 選択肢：C  
VNM は非原産材料価額のことであり、部品 E の VNM の値は中国から輸入した原料の価額、700,000 である。
14. 選択肢：C  
ロールアップは原産材料に対する救済規定であり、トレーシングは非原産材料に対する救済規定であり、両規定とも用いることにより製品の VNM の値を減らすことができる。  
部品 E に対しどちらの救済規定が適用されるか判断する。

【部品 E の RVC】

計算すると以下のとおりである（以下計算式では価額の単位「万」は省略して表記する）。

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \{120 - \text{VNM} (70)\} \div 120 \times 100 \\ &= 41.66\cdots\% \end{aligned}$$

RVC ≤ 55% であるため原産性が認められない。

したがって、部品 E にロールアップは適用できないが、トレーシングを適用し、製品 A の原産性を判断する際に国産材料及び国内付加価値分の価額 50 万円については非原産材料の価額として計上しなくともよい。

15. 選択肢：A  
設問 14 のとおり、部品 E は原産性が認められないため、トレーシングを適用しない場合、部品 E の価額 120 万円全額を VNM に計上する。トレーシングを適用する場合は部品 E の価額 120 万円のうち、中国から輸入した原材料の価額 70 万円を VNM に計上する。

- ・ 産品 A について、部品 E にトレーシングを適用する場合

**【RVC 方式】**

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \{ \text{FOB 価額 (480)} - \text{VNM (100+90+70)} \} \div \text{FOB 価額 (480)} \times 100 \\ &= 45.83\cdots\% \end{aligned}$$

RVC ≤ 55% であるため原産性が認められない。

**【Max NOM 方式】**

$$\begin{aligned} \text{Max NOM} &= \{ \text{VNM (100+90+70)} \} \div \text{EXW 価額 (470)} \times 100 \\ &= 55.31\cdots\% \end{aligned}$$

Max NOM ≥ 50% であるため原産性が認められない。

以上